

令和6年度ランク付け基準

1. 香美市内に主たる営業所を有する業者

市内事業者のランク付けは、事業者点数（経営事項審査結果業種別総合評定値(P)＋付与数値）により 下表に従い決定する。

なお、付与数値は次に掲げる事項から算出する。

- (1) 令和4年度及び令和5年度に香美市が発注した工事实績（令和5年12月31日までに完成検査が行われたものに限る。ただし、令和5年度ランク付けに係る工事实績に該当した工事を除く。）による工事成績評定平均点数（小数点以下切り捨て）を次の表に当てはめ、付与数値とする。

なお、工事成績評定の件数が1件の場合は0.5を、2件の場合は0.7を当該付与数値に乗じて（小数点以下切り捨て）付与数値とする。ただし、減点には乗じない。

※ 請負対象金額が130万円超で入札に付することとなっていたもの

（入札中止・不落等の後に随意契約にて施工したものを含む）

工事成績評点	付与数値	工事成績評点	付与数値
80点以上	+ 120	66点	+ 6
79点	+ 108	65点	0
78点	+ 96	64点	- 6
77点	+ 84	63点	- 12
76点	+ 72	62点	- 18
75点	+ 60	61点	- 24
74点	+ 54	60点	- 30
73点	+ 48	59点	- 36
72点	+ 42	58点	- 42
71点	+ 36	57点	- 48
70点	+ 30	56点	- 54
69点	+ 24	55点	- 60
68点	+ 18	54点以下	- 120
67点	+ 12		

- (2) 令和5年1月1日から令和5年12月31日において香美市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を1月で除し、-10点を乗じた値を付与数値とする。なお、停止期間が1月未満の端数は、1月とする。（高知県内に主たる営業所を有する業者と香美市内に支店を有する業者及び県外に主たる営業所を有する業者にも適用する。）

- (3) 令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に香美市発注の災害工事（入札中止・不落等の後随意契約にて施工したものを含む）で契約を結んだ業者について、1件につき+2点を付与数値とする。

ただし、上限は20点とする。

ランク付け基準数値

令和6年度	A	B	C	D
土木一式工事	850以上	849～730	729～610	609以下
建築一式工事	740以上	739～660	659以下	
水道工事	790以上	789以下		
その他工事	790以上	789～660	659以下	

土木一式(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	6,000万円未満	
C	2000万円未満	
D	500万円未満	

建築一式(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	5,000万円未満	
C	2,000万円未満	

水道施設(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	2,000万円未満	

特殊工事（下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁）(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	適宜適切な業者を選定する。	
B		
C		

その他(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	2,000万円未満	
C	1,000万円未満	

2. 高知県内に主たる営業所を有する業者と香美市内に支店を有する業者

県内業者及び市内に支店を有する業者のランク付けは、経営事項審査結果業種別総合評点により下表により決定する。

ランク付け基準数値

令和6年度	A	B	C	D
土木一式工事	850以上	849～730	729～610	609以下
建築一式工事	740以上	739～660	659以下	
水道工事	790以上	789以下		
その他工事	790以上	789～660	659以下	

土木一式(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	6,000万円未満	
C	2,000万円未満	
D	500万円未満	

建築一式(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	5,000万円未満	
C	2,000万円未満	

水道施設(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	2,000万円未満	

特殊工事(下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁)(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	適宜適切な業者を選定する。	
B		
C		

その他(令和6年度)

等級	発注基準	備 考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	2,000万円未満	
C	1,000万円未満	

3. 指名業者数

1件の入札の設計金額	業者数
500万円以上	5 者以上
6,000万円以上	8 者以上

指名業者数は、原則として5者以上とする。
ただし、小規模工事、特殊工事、建設工事共同
企業体で施行する工事については、従来の指名
数を参考にしながら適切な業者数とする。

4. 完成工事高のない業者は、上記方法により算出したランクより1つ下位のランクに位置づける。最下位ランクの場合はそのままとする。

5. 県外に主たる営業所を有する業者については、ランク付けは行わない。ただし香美市内に支店を有する業者についてはこの限りではない。